廃棄物の種類		発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分	内訳				
放射性物質（グループ５）	放射性物質であって液状の不要物であるもの（政令第３条第１号）				
	可燃性の放射性物質であって固形状の不要物であるもの（政令第２条第１号）				

［記載要領］
１．この別紙において「政令」とは、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成９年政令２４４号）をいうこと。
２．「内訳」については、当該区分に含まれる廃棄物を、発生源、廃棄物としての特性、保管又は処分等の方法の違いの観点から適宜区分し記載すること。
３．「発生地点」については、基地施設内、Ａ島野外調査地、Ｂ補給経路等概略の位置を記載すること。
４．「保管方法」については、除去又は処分を行うまでの間の保管の方法について記載すること。なお、集中管理を行う場合にあっては、別紙３－４－２において保管方法の詳細を記載するものとし、本欄には別紙３－４－２の保管方法の区分に係る整理番号を記載すること。
５．「除去又は処分の方法」については、南極地域から除去する場合にあってはその旨、また南極地域において処分する場合にあってはその方法の詳細を別紙３－４－３に記載することとし、本欄には別紙３－４－３の処分の方法の区分に係る整理番号を記載すること。

［別紙３－４－２］

保管方法の詳細

南極地域活動の区分		番号	
保管方法の区分 整理番号	施設等の場所、内容及び保管方法	飛散、流出又は地下浸透等を防止するための措置	

［記載要領］
１．本様式には、集中的に廃棄物の保管を行う場合の保管方法を記載すること。
２．「保管方法の区分」については、現地で行っている分別等の実態に応じ適宜区分しその方法の名称を記載すること。
３．「施設の場所、内容及び保管方法」については、保管を行う場所、コンテナ、ドラム缶等の保管に用いる設備の概要及び破砕等の中間処理の方法を記載すること。